⑽　施工計画の内容が著しく不適当でない者及び評価項目に対し全項目において施工計画の提案があり、技術提案書が所定の枚数を超えていない者。なお、提出に必要な評価項目の詳細は、入札説明書によるものとする。

3　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案と技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を求め、技術提案の技術評価点50点以上の者を選定し、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程第25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）を「契約目安価格」と読み替え、選定された者の入札書の開札を行い、契約目安価格の２割増しの範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。この場合、落札者の提示した価格が契約目安価格を上回る場合は当該価格について確認協議を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。確認協議の主目的は、契約目安価格を超えた入札となった場合に、契約目安価格を超えた理由を確認した上で契約するためのものである。

⑵　技術提案及び入札書の提出　申請者は、申請書、確認資料等の提出資料等の提出に併せて技術提案書（施工計画）及び技術提案プレゼンテーション前の指定の日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。

⑶　技術提案に関する事項　技術提案は、次の項目について提出するものとし、資料は入札説明書に基づき作成する者とする。

評価項目㋐から㋒のうち、「１項目でも施工計画の提案がなかった場合」、「１項目でも不可がある場合」、「技術提案書が所定の枚数を超えている場合」は不適格とする。

また、評価項目㋐から㋒の提案に対する提案の有効性を、評価指標をもとに総合的に評価するものとする。

①　施工計画（施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は不可とする。工事目的物とは、契約する単価項目全てを示すもので、単価項目を施工するにあたっての仕様を契約書及び設計図書で示したものをいう。）

㋐　施工体制・手法

㋑　特別な安全管理

㋒　環境保全

⑷　技術提案の評価項目及び評価基準　技術提案の評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

①　施工計画

㋐　施工体制・手法

・工事を確実に履行するための施工体制及び「品質管理、安全管理及び工程管理」の手法と具体的な取り組み（下記㋑、㋒に関する提案は除く。）
・「品質管理」には出来形管理を含むものとする。
・コンクリートの配合の変更又は添加材の追加等が伴う材料自体の変更についての技術提案は認めない。
・技術提案の実施において第三者と協議が必要な提案については採用しない。
・交通保安要員の追加配置に関する技術提案は認めない。
・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋑　特別な安全管理

・工事全般を通した、東名高速道路及び新東名高速道路に対する安全対策
・技術提案の実施において第三者と協議が必要な提案については採用しない。
・交通保安要員の追加配置に関する技術提案は認めない。
・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

㋒　環境保全

・周辺環境への配慮すべき項目・対策（騒音・振動・CO_2削減等）とその効果
・汚濁水の処理に関する技術提案は認めない。
・技術提案の実施において第三者と協議が必要な提案については採用しない。
・３⑸の評価指標をもとに、提案された内容について提案者の優劣を相対的に評価

⑸　技術提案の評価指標（判定方式）　技術提案の評価指標は次のとおりとする。

①　優　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもので、数値的根拠や検討結果が示されており、提案内容の信頼性が高いと認められる内容のもの

②　良上　「優」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの

③　良　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項に加え、提案の具体性や新規性が認められる内容のもの

④　良下　「良」に比べ、やや劣ると認められる内容のもの

⑤　可　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準による事項は述べられているが、提案の具体性も特段の新規性も認められない内容のもの

⑥　不可　設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準を満たしていない内容のもの

⑹　技術評価点の付与方法　評価点の付与方法は、評価者が評価指標に基づき判定した下記の項目別配点で評価し、付与（判定方式）する。

①　施工計画

㋐　施工体制・手法

・工事を確実に履行するための施工体制及び「品質管理、安全管理及び工程管理」の手法と具体的な取り組み（下記㋑、㋒に関する提案は除く。）
・評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（50点）優50点・良上37.5点・良25点・良下12.5点・可０点・不可（不適格）

㋑　特別な安全管理

・工事全般を通した、東名高速道路及び新東名高速道路に対する安全対策
・評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（30点）優30点・良上22.5点・良15点・良下7.5点・可０点・不可（不適格）

㋒　環境保全

・周辺環境への配慮すべき項目・対策（騒音・振動・CO_2削減等）とその効果
・評価指標により優／良上／良／良下／可／不可を判定し、判定結果に応じて次のとおり技術評価点を付与する。
・技術評価点（20点）優20点・良上15.0点・良10点・良下5.0点・可０点・不可（不適格）

⑺　入札参加者の選定方法　技術提案の施工計画の内容により、満点100点の技術評価点を付与し、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定

⑻　落札者の決定方法　競争参加申請者に技術提案を提出させ、技術提案の施工計画を評価し、技術評価点が50点以上の者を選定し、あらかじめ提出していた入札書を開札し、「契約制限価格」を「契約目安価格」と読み替え、契約目安価格の２割増しの範囲内の入札額で最も総合評価点の高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、次のとおりとする。

①　技術評価点：標準案による満点100点とし、３⑹による。

②　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.2Ｌ）

ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約目安価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

③　総合評価点：技術評価点×0.5＋価格評価点×0.5

⑼　３⑻において、総合評価点の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑽　契約金額の決定方法　落札者の提示した入札価格に対して、確認協議を行い、確認協議完了後の価格を契約金額とする。なお、入札価格が契約目安価格を下回る場合は確認協議を省略する。